

## 2 町・県民税に係る税制改正と注意点

問 税務課住民税担当 ☎ 132～134

**配偶者控除・配偶者特別控除の改正や医療費控除、ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用する人への**注意点は以下のとおりです。

### ● 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者控除・配偶者特別控除において、納税義務者自身に所得制限が設けられました。納税義務者の合計所得金額が900万円を超えたときから控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると控除対象外になります。また、配偶者特別控除の対象者について、配偶者の合計所得金額が76万円未満から123万円以下に拡大されました。

### ● ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用の人へ

この制度は申告をしないことが条件となりますので、制度を利用された人が申告書を提出した場合、特例制度は受けられないこととなります。改めてすべての控除証明書を添付した申告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

### ● 医療費控除を申告する人へ

医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」に領収書の内容を記入、又は医療費のお知らせで認められるようになります。（ただし、下記の①～⑥全てが記載されているもの）※今後2年間は従来の方法でも受け付けます。

①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた人の名前 ④療養を受けた病院や薬局等の名称 ⑤支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※医療費控除の明細書は事前に必ず記入してください。

### ● セルフメディケーションの申告をする人へ

一定の取り組みを行っている納税者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または生計を一にする配偶者や親族のために特定一般用医薬品等を購入した場合は、購入費の合計から1万2千円を差し引いた額（最高8万8千円）の控除を受けることができます。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

## 3 所得税及び復興特別所得税の還付・年金受給者申告相談

問 川越税務署 ☎ 235-9411 または 税務課住民税担当 ☎ 132～134

**所得税及び復興特別所得税の還付・年金受給者申告相談**を藤久保公民館に開設します。

★東上パールビル申告相談会場は平成27年分の確定申告から廃止となりましたのでご注意ください。

### ▶ 還付申告相談対象者と必要書類

全てに共通して必要なものは次の3つです。

1. 平成30年分の給与・年金等の源泉徴収票の**原本**（住所氏名が変わった場合は住民票の写し）
  2. 印鑑・ボールペン・計算器具
  3. 預金口座番号がわかるもの（申告者名義に限る）
  4. マイナンバーカードまたは通知カードもしくは住民票（マイナンバーの記載があるもの）と運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳、在留カード等のうちいずれか1つ
- ※税務署より「確定申告のお知らせ」はがきが届いた人は、はがきをご持参ください。

### ● 医療費控除を受ける人

- ・医療機関、薬局（医薬品のみ）等の領収書又は医療費控除の明細書 ※医療費控除の変更については上記の「町・県民税に係る税制改正と注意点」を参照
- ・社会保険、共済組合等から補てんされた給付額がわかるもの
- ・生命保険会社等から支払われた入院給付金などがわかるもの
- ・おむつ使用証明書等の添付が必要な人はおむつ使用証明書など

### ● 2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人

（増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換えは除く）

- ・住宅借入金等特別控除申告書（税務署から送られてきたもの）
- ・借入金の年末残高証明書

### ● 寄附金控除を受ける人

- ・寄附をしたときの領収書・証明書

### ● 中途退職後、年末調整が済んでいない人または、公的年金等の所得のみで、社会保険料等の控除を受ける人

- ・昨年支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除金額を証明できる書類

### ▶ ご注意ください

平成29年分以前の申告は受けられません。※源泉徴収税額のない人は還付金額は生じません。※①～④以外の受付はできません。

申告相談地区別日程表 ※①～④以外は川越税務署（☎ 235-9411）で申告してください。

対象地区	期日	受付時間	会場
町内全域	2月7日(木)	9:00～11:00	藤久保公民館 ホール
	2月8日(金)	13:00～16:00	

平成31年度

# 税の申告相談

## 1 町・県民税の申告相談は2月18日から3月15日まで

問 税務課住民税担当 ☎ 132～134

今年も町・県民税の申告時期になりました。申告書の提出が遅れると納税通知書や、課税証明書等の発行が遅れる場合がありますので、必ず期限内に申告をしてください。

### ▶ 申告する人

- ・平成31年1月1日現在、町に住所のある人。
  - ・他市町村に居住し、町に事業所または家屋敷を所有する人。
- ※町・県民税の申告用紙は、昨年提出した人には1月下旬に郵送します。届かない人で申告が必要な場合は住民税担当までご連絡ください。

※町外の人に扶養されている人は、扶養されている旨を申告してください。

### ▶ 申告しなくてよい人

- ・勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人や、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族になっている人。
- ※収入が公的年金等のみで、その収入金額が101万5千円以下（65歳以上の人は151万5千円以下）のときは、町・県民税が非課税となり、申告は不要です。

### ▶ 申告に必要な持ち物

- ①申告書
- ②印鑑（認印可）
- ③所得金額を証明する書類（給与・年金等の源泉徴収票・決算書の控え等）
- ④国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料、国民年金等の支払証明等
- ⑤生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ⑥その他参考となるもの（障害者手帳・学生証等）
- ⑦マイナンバーカード、または、通知カード若しくは住民票（マイナンバーの記載のあるもの）と運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳、在留カード等のうちいずれか1つ

※税務署より「確定申告のお知らせ」はがきが届いた人は、はがきをご持参ください。

※医療費の明細書は事前に記入してください。

※申告内容により所得税の申告になる場合があります。所得税の還付金が生じた場合、口座振込により還付のため申告者名義の口座番号が必要です。

### ▶ 申告に関するお願い

- ・確定申告書が送付されてくる人は、川越税務署に申告してください。
- ・自分で申告書の記載ができる人、源泉徴収票の提出で申告が完了する人は、郵送でも受け付けます。
- ・申告期間中は税務課の窓口では、提出のみの受け付けとなります。

■申告会場では簡易な所得税及び復興特別所得税の確定申告も受け付けますが、次の①～⑬に記載した申告は受け付けられませんので、川越税務署で申告してください。

- ①平成29年分以前の申告
- ②全ての譲渡所得の申告
- ③分離課税の申告
- ④配当所得の申告
- ⑤相続又は贈与税に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金による所得の申告
- ⑥初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告
- ⑦2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換え
- ⑧青色申告
- ⑨退職所得の申告
- ⑩雑損控除の申告
- ⑪被災事業用資産の損失申告
- ⑫インセンティブ報酬
- ⑬準確定申告（亡くなった人の申告）

※その他申告の内容によっては申告受付ができない場合もありますので、ご了承ください。

### ▶ 申告相談会の受付について

申告相談の受付は、簡易な申告とその他の申告に分かれます。それにより、順番が前後する場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。



### ▶ 町・県民税の申告相談日時

受付時間：9:00～11:00、13:00～16:00

会場：三芳町役場3階 会議室

平日以外に2月24日(日)午前・午後、3月2日(土)の午前も開催。

上富	1・2・3区	2月18日(月)
北永井	1・2・3区	2月19日(火)・20日(水)
藤久保	1・2区	2月21日(木)・22日(金)・25日(月)
	3・4区	2月26日(火)・27日(水)・28日(木)
	5・6区	3月1日(金)・4日(月)・5日(火)
竹間沢みよし台	1区	3月6日(水)・7日(木)
上記日程に都合がつかない人		2月24日(日)
		3月2日(土)※午前のみ
		3月8日(金) 3月11日(月)～15日(金)

※対象地域の日に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しください。

※太字の日は特に会場が混雑します。

※混雑状況により受付を早めに終了することがあります。